

2006年9月14日
(平成18年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

住民基本台帳、印鑑登録及び戸籍に関することに係る個人情報
を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人
通知の省略について（答申）

2006年9月6日付けで諮問（第214号）された住民基本台帳、印鑑登録及
び戸籍に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供す
ることに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略することの合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略することの合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

平成18年8月4日付けの静岡県静岡南警察署司法警察員名での捜査関係事項照会書により、捜査の必要から、平成18年6月1日に藤沢市に住所地を定めた者についての住民票、印鑑登録証明書及び戸籍抄本若しくは戸籍謄本等の交付の有無、及びこれらについて交付があれば、その請求書の写しの交付についての依頼が実施機関になされた。

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項の

規定に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は、捜査をするにあたり、公務所又は公私の団体に対する照会による報告の請求権を認めたものであり、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、「捜査関係事項照会書」により正当な請求権を有した司法警察員職員によって行われたものであるから、刑罰法令の適正かつ迅速な対応のために必要なものであることは明白である。

なお、本件照会につき、その詳細と照会の具体的な必要性について静岡南警察署に問い合わせをしたところ、「捜査の内容の詳細については回答できないが、事件については、住民票・印鑑登録証明書・戸籍謄本を使用した横領事件である。」との回答があった。

(2) 提供する情報の提出先及びその内容

ア 目的外提供の相手方

静岡県静岡南警察署 司法警察員

イ 目的外提供に係る個人情報の内容

本件の目的外提供に係る個人情報は、住民基本台帳法第12条に基づく住民票の交付の有無及び住民票の写し等交付申請書の写し、藤沢市印鑑条例第13条に基づく印鑑登録証明の交付の有無、戸籍法第10条に基づく戸籍の謄本若しくは抄本等交付の有無及び戸籍証明書等交付申請書の写しである。

(ア) 住民票の写しについては、住民基本台帳法第12条第2項、第3項並びに住民基本台帳事務処理要綱第2-3-(2)-①-ア-(イ)により交付することは可能となっている。

しかし、住民票の写しによっては得られず、住民票の写し等交付申請書の写しによって初めて得られる個人情報は以下のとおりである。

- i 請求者（使う人）の住所 氏名
- ii 窓口に来た人の住所 氏名 請求する人との関係（代理人申請の場合）
- iii 請求された住民票の内容および枚数
- iv 使いみち
- v 住民票の写し等証明書交付申請受付年月日及び受付場所
- vi 請求者の筆跡 または 窓口に来た人の筆跡
- vii 必要な住民票と請求者（使う方）との関係（平成18年6月15日以降）
- viii 本人確認資料（平成18年6月15日以降）

(イ) 印鑑登録証明事務は地方自治法第2条第3項に基づく市町村の事務であり、藤沢市の印鑑登録証明事務は藤沢市印鑑条例及び藤沢市印鑑条例施行

規則に基づいて執行されている。交付の有無について調査したところ印鑑登録がなされていないため交付なしと回答するもの。

(ウ) 戸籍謄本・抄本・記載事項証明については、戸籍法第10条第1項並びに戸籍法施行規則第11条第2号により交付することは可能となっている。

しかし、戸籍謄本・抄本等によっては得られず、戸籍証明書等交付申請書の写しによって初めて得られる個人情報は以下のとおりである。

- i 使用する人（請求者）の住所 氏名
- ii 窓口に来た人の住所 氏名 請求する人との関係（代理人申請の場合）
- iii 請求された戸籍証明の内容および枚数
- iv 請求者の資格
- v 使いみち
- vi 戸籍証明書等交付申請書受付年月日および受付場所
- vii 窓口に来た人の筆跡
- viii 本人確認資料（2006年6月15日以降）

(3) 目的外に提供する必要性について

本件の目的外提供に係る個人情報は、住民票等の写し交付申請書・印鑑登録証明書交付申請書・戸籍証明交付申請書によってしか得られないものである。

また、本件の照会が、公共の秩序安寧を維持するために必要な捜査をする上で行われるものであり、その権利付与の規定に基づき、正当な権限を有するものによって行われたものであるから、照会そのものの正当性及び公益性は、十分認められるものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断した。

(4) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外提供する場合は、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供にあたり、当該個人情報の帰属者に対して通知することについて提供先に確認したところ、捜査のために行うものであり、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じるとの回答があったことから、本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(2)までの判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

実施機関の説明によれば、本件の目的外提供に係る個人情報、住民票等の写し交付申請書・印鑑登録証明書交付申請書・戸籍証明交付申請書によってしか得られないものである。

また、本件の照会が、公共の秩序安寧を維持するために必要な捜査をする上で行われるものであり、その権利付与の規定に基づき、正当な権限を有するものによって行われたものであるから、照会そのものの正当性及び公益性は、十分認められるものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じ、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略することの合理的理由について

実施機関の説明によれば、本件の目的外提供にあたり、当該個人情報の帰属者に対して通知することについて提供先に確認したところ、捜査のために行うものであり、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じるとの回答があったとのことである。

よって、目的外に提供することに伴う本人通知を省略することの合理的理由があると認められる。

以 上